

# 西条市農業委員会 令和8年度 第3回総会 議事録

1. 日 時 令和8年6月5日(金) 午後2時00分から午後3時03分まで

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員29名

4. 農業委員 出席者 20名 欠席者 4名 出席率 83.3%  
推進委員 出席者 25名 欠席者 4名 出席率 86.2%

## ○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂				
会長代理	23番	真鍋 美鈴				
委 員	1番	越智 一志	10番	篠森 均	22番	岡田 貴洋
	2番	明比 典正	11番	真鍋 覚	24番	宇野 嘉秀
	3番	徳増 靖記	12番	武方 謙一		
	4番	一色 達夫	13番	鈴木 伸二		
	5番	白木あゆみ	14番	武田 弘文		
	6番	藤田 孝明	15番	武田 喜義		
	7番	近藤 明弘	16番	曾我部英樹		
	9番	長谷川孝師	18番	山内ふさえ		

## ○欠席者氏名

17番 武田 安博 19番 徳永 耕治 20番 宇佐美好正 21番 余吾 秀利

## ○推進委員出席者氏名

委 員	1番	寺田 昌直	10番	安藤 英利	20番	高木 秀昭
	2番	一色 信之	11番	近藤 仁志	22番	佐山 林壺
	3番	加藤 武司	12番	真田 克彦	23番	黒河 祐二
	5番	伊藤 龍二	13番	平木 克彦	25番	佐伯 保親
	6番	伊藤 正夫	14番	中川 英隆	26番	佐伯 静雄
	7番	日野 哲也	15番	武田 義臣	27番	玉井 隆志
	8番	宮武 恭宏	17番	垂水 久明	28番	桑原 俊樹
	9番	岡本 省三	19番	菅 辰郎	29番	小倉 謙治
					30番	日野 貴文

## ○欠席者氏名

4番 高橋 滝雄 16番 山田 好一 21番 高橋 寿夫 24番 渡部 靖

## 5. 議案について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第3条目的による農地買受適格証明願の申請について  
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について  
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について  
議案第5号 農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について  
議案第6号 農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について  
議案第7号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について  
議案第8号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について  
議案第9号 令和7年度西条市農業委員会事業報告について  
議案第10号 令和8年度西条市農業委員会事業計画（案）について  
報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

## 6. 農業委員会事務局及びその他の職員

### ○農業委員会事務局

事務局長	渡邊賢一郎	西部分室長	高橋徹也
事務局次長	酒井祐吾	事務局担当次長	橋田勇作
事務局副主査	遠藤竜彦		

## 7. 議事内容

事務局	皆さまこんにちは。定刻が参りましたので、ただ今から令和8年度第3回総会を開催いたします。 皆さま、ご起立をお願いいたします。一同「礼」。ご着席ください。 はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。
会長	【会長挨拶】
事務局	それでは議事に入らせていただきます。議事の進行は、農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっております。加藤会長、よろしく願いをいたします。  【会長、議長席に着く】
議長	それでは、私が本日の議事進行を務めさせていただきます。これより先は着座にて進行しますので、よろしくご審議をお願いいたします。 それでは、ただ今から令和8年度第3回西条市農業委員会総会を開会いたします。  【議事録署名人及び書記の指名】

議長 まず、議事録署名人の指名を私の方からしたいと思います。一色達夫委員、白木あゆみ委員の両委員にお願いをいたします。

本日欠席届が出ておりますので報告をいたします。まず、農業委員からは、17番 武田安博委員、19番 徳永耕治委員、20番 宇佐美好正委員、21番 余吾秀利委員、また、農地利用適化推進委員からは、4番 高橋滝雄委員、16番 山田好一委員、21番 高橋寿夫委員、24番 渡部 靖委員から出ておりますのでご報告をいたします。

ただ今の出席農業委員数は、20名であります。よって農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立することをご報告申し上げます。

書記については、事務局の橋田、遠藤の両君にお願いをいたします。それでは、議事に入ります。

### 農地法第3条関係

議長 まず、農地法第3条関係、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

それでは、議案内容について事務局から説明いたします。

事務局 35号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から贈与により所有権移転を受けようとする申請でございます。

36号は、〇〇の〇〇氏が、現在、〇〇の〇〇氏から利用権にて借り受けている農地の所有権移転を受けようとする申請でございます。

37号は、〇〇の〇〇氏が、現在、〇〇の〇〇氏から借り受けている農地の利用権の期間が満了となることから、農地法第3条による10年間の使用貸借権の設定を受けようとする申請でございます。

38号は、〇〇の〇〇氏が、新規就農のため、〇〇の〇〇氏から、所有権移転を受けようとする申請でございます。

39号は、〇〇の〇〇氏が、新規就農のため、〇〇の〇〇氏から、所有権移転を受けようとする申請でございます。

40号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受けようとする申請でございます。

41号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受けようとする申請でございます。

42号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏外1名から所有権移転を受けようとする申請でございます。

43号は、〇〇が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受けようとする申請でございます。

44号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から贈与により所有権移転を受けようとする申請でございます。

こちらの案件につきましては、〇〇氏の経営面積が0となっておりますが、所有農地全てを農業法人に貸しており、そちらの農地は事務局で確認したところ耕作されておりました。この場合、平成12年6月1日付け、農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準」第3の3(1)により、農地法第3条第2項第1号記載の全部効率要件の違反に当てはまらない事を上位機関に確認・協議のうえ、今回の申請となっております。

45号は、〇〇の〇〇氏が、新規就農のため、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受けようとする申請でございます。

46号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から小作地解放により所有権移転を受けようとする申請でございます。

47号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から贈与により所有権移転を受けようとする申請でございます。

48号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から贈与により所有権移転を受けようとする申請でございます。

49号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受けようとする申請であります。

50号は、〇〇の〇〇が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受けようとする申請でございます。

以上16件、ご審議よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございました案件の中で、38号、39号、45号につきましては新規就農であり、39号につきましては、面接を行っていただいておりますので、面接を担当した地区委員を代表して日野哲也委員さんから報告をしていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

日野委員

今回の新規就農希望者につきまして、5月27日に西条市役所本庁において面接を行いました。面接を行ったのは、宮武委員と、私、日野です。当案件の申請人は、〇〇の〇〇であります。

申請人は、農地と宅地をセットで購入する事となり、その農地部分1,487㎡の申請であります。

主に、自家消費用の米・野菜・サトイモなどを耕作する予定であり、

知人の農業者から農機具等のサポートを受けるとの事でありませ  
た、規模拡大の予定はないとの事です。

こちらからは、農業についてのアドバイス、また、改良区につい  
ての説明を行い、面接を終了しました。

最後に、農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書  
の提出も受けました。

以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。次に、38号、45号については、自家  
消費用の作物の栽培を目的としたものであり、面接は行っておりませ  
んのので、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 38号の譲受人である〇〇氏ですが、実家の裏にある申請地を伯母  
である譲渡人より譲り受けたことにより、今回の申請となっております。  
現在は、〇〇に居住していますが、将来的には実家に帰る予定であ  
るとの事でありませ。

主に、トマト・じゃがいもを耕作したいとの事でありませ。

45号の譲受人である〇〇氏ですが、実家の前にある農地付きの住  
宅を購入する事となった事により、今回の申請となっております。農  
業経験はなく、インターネット等で勉強しながら、主に、季節野菜と  
果樹を耕作したいとの事でありませ。

なお、こちらの2件につきましては、規模拡大の予定はないとのこ  
とであり、農地は農地として管理するよう確約させその旨の誓約書の  
提出も受けております。

議長 ありがとうございます。それでは、ただ今、事務局より説明があ  
りました16件について、35号より順次、地元委員さんのご意見を  
伺いたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

地区委員 35号～50号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。

地元の委員さんからは『問題ない』ということでありませが、ほ  
かに、ご意見・ご異議等はございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

『異議なし』ということでありませるので、以上16件を原案どおり  
許可することといたします。

## 買受適格証明願関係

議長 次に、議案第2号、農地法第3条第1項目的による農地の競売に対する買受適格証明願の承認に対する申請について、を議案とします。  
本件につきましては、〇〇委員は、申請人にあたり自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項に該当することから、一旦ご退席を願います。

( 〇〇 委員 退室 )

議長 それでは、議案内容について事務局から説明をいたします。

事務局 1号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大による競売参加のため、買受適格証明書の発行を申請するものであります。  
以上1件、ご審議よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。  
ただ今説明がありました1件について、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願をいたします。

地区委員 1号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。  
地元の委員さんからは『問題ない』ということではありますが、ほかに、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。  
「異議なし」ということですので、以上1件を原案どおり承認することとし、証明書を発行いたします。  
以上で 〇〇委員に関する案件は終了しましたので入場を認めます。〇〇委員さん、お入りください。

## 農地法第4条関係

議長 つぎに、議案第3号、農地法 第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。  
まず、議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 4号は、〇〇の〇〇氏が、農家住宅及び農業用倉庫を建設しようとする申請でございます。本件は、違反転用案件であり、昭和51年ころ、亡き父が農家住宅を建設した際に、無許可で申請地も造成し、農家住宅敷地として利用開始してしまったとのことでございます。これは本来、今回申請地も合わせて許可をいただいてから施工するべきでした。農地法に対する理解が足らなかったことが原因であり、今後はこのようなことが無いように致しますとの始末書が提出されております。

5号は、〇〇の〇〇氏が、自己住宅を敷地拡張しようとする申請でございます。本件は、違反転用案件であり、40年ほど前に前面道路を建設した際に残地となった申請地を放置してしまい、その後庭のような状態で利用し続けているとのことでございます。このことを反省し、今後は農地法の規定を遵守し、適切な手続きをしております。深くお詫び申し上げますとの始末書が提出されております。

6号は、〇〇の〇〇氏が、農家住宅を敷地拡張しようとする申請でございます。本件は、違反転用案件であり、昭和60年頃、亡き父が農業用倉庫を建設した際、進入するため造成したもので、今回、息子の家を建替えることとなり、この事実初めて気づいたとのことでございます。この機会に違反なきよう是正し、今後はこのようなことがないように十分に気を付けますとの始末書が提出されております。

7号は、〇〇の〇〇氏が、自己住宅の増築に伴う駐車場建設のため、敷地拡張しようとする申請でございます。本件は、違反案件であり、前所有者の亡き母が安易な考えで駐車場として使用するため造成してしまい、そのまま使用を続けてしまったものを、今回の相続登記に伴い知ったとのことでございます。今後は、このようなことがないように、充分調査等を行い、慎重に行動致しますとの始末書が提出されております。

以上4件、ご審議よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局から説明がありました4件について、4号から順次、地元委員さんからのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

地区委員 4号～7号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。

地元の委員さんからは『問題ない』ということではありますが、ほかに、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。  
『異議なし』ということですので、以上4件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

### 農地法第5条関係

議長 つぎに、議案第4号、農地法 第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

まず、15号について審議いたします。

本件につきましては、〇〇委員は、申請人にあたり自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項に該当することから、一旦ご退席を願います。

( 〇〇 委員 退室 )

議長 それでは、議案内容について事務局から説明をいたします。

事務局 15号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権を設定し、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

以上1件、ご審議よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。  
ただ今説明がありました1件について、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願をいたします。

地区委員 15号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。  
地元の委員さんからは『問題ない』ということですが、ほかに、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。  
「異議なし」ということですので、以上1件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。  
以上で、〇〇委員に関する案件は終了いたしましたので、入場を認

めます。〇〇委員さん、お入りください。

(〇〇委員 着席)

議 長 審議を再開いたします。  
残りの10件について、事務局から説明いたします。

事務局 16号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、病院関連施設を拡張する申請でございます。なお、本件は、違反転用案件であります。譲渡人が隣接地に息子夫婦の住宅を建設する計画に伴い、土地家屋調査士に登記申請を依頼したところ、申請地部分4.11㎡が僅かにはみ出ていることが判明したとのことでございます。平成21年に隣地を取得した当時から現在の状態であり、今後も農地法を遵守することを約束し、違法状態を解消したいとのことでございます。

17号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。なお、本件は、第5号議案事業計画変更の第1号案件と関連しております。

18号は、〇〇の〇〇氏 外1名が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

19号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

20号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、2区画の宅地分譲用地として造成しようとする申請でございます。

21号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

22号は、〇〇の〇〇氏 外1名が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

23号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

24号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、露天駐車場を建設しようとする申請でございます。

25号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、露天駐車場を建設しようとする申請でございます。

以上10件、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。  
ただ今事務局より説明がありました10件について、16号から順次、地元委員さんのご意見を伺いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

地区委員 16号～25号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。  
地元の委員さんからは『問題ない』ということではありますが、ほかに、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。  
『異議なし』ということですので、以上10件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

### 農地法第5条に係る転用事業計画変更

議長 つぎに、議案第5号、農地法 第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について、を議題といたします。  
まず、議案内容について事務局から説明いたします。

事務局 1号は、先ほどの第5条申請第17号の関連案件であります。当初計画者である〇〇が、自社のプラント工場を建設しようとするため令和〇年〇月〇日付で5条許可を受けておりましたが、業績の悪化や資材等の高騰により、農地のまま手つかずであった申請地について、同社代表の息子である〇〇氏が自己住宅建設を目的として、所有権を譲り受けようとするものでございます。

2号及び3号は、関連する案件でありまして、〇〇で建設業及び宅建業を営む〇〇氏が、建売住宅4棟を販売するため、令和〇年〇月〇日付で5条許可を受けておりましたが、そのうち2区画2棟分はそのまま自己の建売物件として取り扱い、2区画分は、他社の住宅を建築したいとの顧客のニーズに応えるため、特定建築条件付宅地分譲地に変更しようとする申請でございます。なお、当該分譲地は、土地のみの売却を認めるものでありますが、主に3ヶ月以内に住宅建築を始める旨、これに違反した場合には買戻しする旨の特約事項が記載された契約書を交わす必要があり、契約に反して特約事項が履行された場合は、当初の計画に沿って建売住宅を速やかに建設する必要が生じるものでございます。

以上3件、ご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
ただ今事務局より説明がありました3件について、地元委員さんの

ご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

地区委員 1号～3号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。  
地元委員さんからは『問題ない』ということですが、ほかに、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。  
『異議なし』ということですので、以上3件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

### 農業振興地域整備計画変更関係

議 長 つぎに、議案第6号、農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 2号は、〇〇の〇〇氏が、農業経営基盤強化促進法に基づき賃借権設定を行っている農地に所有者の同意を得て、農業用倉庫を建設するため、農業用施設に用途区分変更をしようとする申請でございます。なお、本件は是正案件でありまして、申請人の先代の頃から当該地を借り受けておりましたが、昭和60年前後に農業用倉庫を建設し、所有者及び耕作者とも相続をするまで無断で転用している事実を知らなかったとのことでございます。所有者の相続人の〇〇氏から相談を受け、発覚したことから、正規の手続きを経て違反なくしたいと反省をしているとのことでございます。

3号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大に伴い農業用倉庫を建設しようとする申請でございます。

以上2件、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。  
ただ今事務局より説明がありました2件について、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

地区委員 2号、3号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。

地元の委員さんからは『問題ない』ということではありますが、ほかに、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。  
『異議なし』ということですので、以上2件を原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

### 引き続き農業経営を行っている旨の証明願

議長 つぎに、議案第7号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、を議題といたします。  
まず、議案内容について事務局から説明いたします。

事務局 相続税の納税猶予を受けている者が、特例の適用を継続して受けるためには、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、3年ごとに税務署への届出を行う必要があります、その際、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を添付することとなっているため、証明願が提出されたものでございます。

3号ではありますが、特例の適用を受けた農地は6筆でありまして、特定貸付農地として税の猶予を受けており、この6筆については適正に管理されております。

以上1件、ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただ今事務局より説明がありました1件について、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

地区委員 3号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。  
地元の委員さんからは『問題ない』ということではありますが、ほかに、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。  
『異議なし』ということですので、以上1件を原案どおり承認することとし、農業経営を行っている旨の証明書を交付することといたします。

## 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について

議長 つぎに、議案第8号、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、耕作に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているかなど、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の要件を満たしていることをご報告いたします。

詳細につきましては、議案書26ページから36ページとなっております。

このたび意見照会のありました農用地利用集積等促進計画（案）のうち、権利設定の件数は、48件、面積が、13万8,251㎡、所有権移転の件数は、2件、面積が、2,999㎡となっております。

2点補足説明をいたします。まず議案書30ページの借受人〇〇氏の経営面積が0となっておりますが、借受人の〇〇氏は認定農業者であり、現在一緒に農業を行っている息子の妻の名義の農地で耕作をしており、今回〇〇氏が借りて耕作をすることについて、特に問題はないと考えております。

次に、議案書33ページの借受人の〇〇の〇〇氏であります。〇〇氏は叔父が所有する〇〇で1年間就農しておりました。今回、叔父の所有する農地1,970㎡を使用賃借権で借り受けて、就農しようとするものです。栽培する作物は、イチゴの予定です。

今後については、栽培の状況を見ながら規模を拡大していく予定です。地元の日野委員にも相談させて頂き、現在、経営面積はありませんが、経営実績はあるため、新規扱いは不要と判断をいただきました。そのため、〇〇氏の就農については特に問題はないと考えております。

以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案書32ページの整理番号27号及び29号の借受人については、新規就農者であり、地元の委員さんに面接を行っていただいておりますので、面接を担当していただいた委員さんから報告をしていただきたいと思います。

一色達夫委員さん、よろしく願いいたします。

一色委員	<p>6月2日に西条市役所において、新規就農希望者の面接を行いました。面接は、越智委員、そして私、一色が行いました。当案件の申請人は〇〇の〇〇氏です。</p> <p>今回、農地、1,619㎡を中間管理機構を通じて借り受け、就農する予定です。主に栽培する作物は里芋とニラです。</p> <p>〇〇氏は東京で働いていましたが、令和6年に西条市に移住し、農業に興味を抱いていたことから、農地付きの住宅を借りて家庭菜園を始めました。彼の希望としては、将来的には専業農家へ転身したいと考えています。今後は近隣の農家やJAから助言を受けながら、栽培規模の拡大を図る意向です。また、農機具については友人や知り合いから借り受ける予定です。</p> <p>こちらからは、地域での営農や農地管理等について説明を行い、「農地は農地として管理することを確約し、その旨の誓約書の提出も受け」面接を終了しました。</p> <p>就農については特に問題ないと判断しました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>面接に携わっていただきました委員の皆さん、大変お忙しい中、お世話になりました。</p>
委員一同	<p>先ほど事務局から一括して説明がありましたが、この件に関しまして、何かご意見・ご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>『異議なし』ということですので、以上、原案どおり承認することとし、西条市長に回答いたします。</p>
<p><b><u>令和7年度事業報告関係</u></b></p>	
議長	<p>次に、別冊の議案書その2の議案第9号、令和7年度西条市農業委員会事業報告について、内容を事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>「令和7年度 西条市農業委員会事業報告について」ご説明いたします。</p>
	<p>総会議案書（その2）、3ページをご覧ください。</p> <p>令和7年度は、組織活動体制の整備を進めるとともに、総会を始めとする、各種会議を開催し、議案の審議はもとより、諸問題への迅速な協議・対応を行うなど、農業委員会の円滑な運営に努めました。</p>

また、研修により委員相互の連携と強調を図り、相互研鑽と資質の向上に努めました。

「第2 会議に関する事項」につきましては、3ページから4ページにかけて、昨年度に開催した、総会、幹事会の内容をまとめたものを記載しております。

次に、5ページの「第3 遊休農地対策」ですが、特に周辺への影響が懸念される農地2,963筆、258ヘクタールを中心に、すべての農地を対象にパトロールを実施し、遊休農地面積、約10.1ヘクタールの改善が見られました。

次に、「第4 新規就農者に関する事項」についてですが、農地法等の申請による新規就農者17名の面接を実施いたしました。これらの者に対する許可及び設定面積は、79,324㎡となっております。

委員の皆様におかれましては、新規就農者への、農業指導、育成等、今後ともよろしく願いたします。

第5 和解の仲介については、ございませんでした。

6ページには「第6 農業委員の組織体制」と「第7 事務局の組織体制」を記載しております。

つづきまして、7ページ、令和7年度中の事務処理状況です。

「第1 農地法関係処理状況」ですが、農地法第3条関係では、合計で218件、458筆、約41万㎡の権利移動が行われました。

次に8ページ、農地法第4条、5条の転用の関係です。4条が、14件、3,313㎡、5条が、131件、約12万5,000㎡となっております。

目的別の転用状況は、4の表のとおりとなっており、4条、5条合わせまして、145件、約12万8,000㎡の転用がなされております。

次に、9ページ「第2 農用地利用集積等促進計画に基づく権利の設定等の状況」ですが、各種権利の設定と移転、合わせまして、1,075件、約363万㎡となっております。

次に、「第3 認定農業者に関する事項」ですが、令和7年度末で個人442名、共同体19団体、法人67法人、計528経営体が認定農業者となっております。

つづきまして、「第4 農業者年金に関する事項」ですが、受給者数が247名、待機者数が51名となっております。

10ページと11ページは、農業委員会関連の1年間の会議等の状況等を記載しておりますのでお目通しいただけたらと思います。

つづきまして、12ページから17ページまでの「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」についてご説明いたします。

12ページは、令和7年4月1日現在の農業員会の体制、農家、農

地等の概要を記しております。

13ページ、「Ⅱ 最適化活動の実施状況」についてです。

「1 最適化の成果目標」の「(1) 農地の集積」につきましては、現状の集積面積3,178ヘクタール、集積率57.9パーセントであり、令和7年度の目標面積3,211ヘクタール、集積率58.5パーセントに対しまして、実績は集積面積3,085ヘクタール、令和7年度末の集積率が56.2パーセントと、目標に対する達成状況は96.1パーセントとなっております。

次に、「(2) 遊休農地の発生防止・解消」についてです。

直近である令和6年度利用状況調査により判明した遊休農地の状況を現状としておりまして、1号遊休農地面積は120ヘクタールとなっております。

令和7年度の目標としましては、既存の緑区分の遊休農地解消に向けた目標面積を15ヘクタール、また、14ページ「イ 新規発生遊休農地の解消」中の前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積を5ヘクタールと設定しております。

これに対しまして、既存の緑区分の遊休農地解消実績面積が6.1ヘクタールと、目標に対する達成状況は40.6パーセント、また前年度に新規に発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積は1.2ヘクタールとなっております。

つづきまして、「(3) 新規参入の促進」ですが、

「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」の目標である61.4ヘクタールに対しまして、15ページにあります実績面積が14.0ヘクタール、目標に対する達成状況は22.8パーセントとなっております。

また、令和7年度中の新規参入は55経営体で、これらの経営体が取得した農地面積は11.4ヘクタールとなっております。

つづきまして、「2 最適化活動の活動目標」についてです。

「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」につきましては、全国農業会議所から1人当たりの活動日数の目標として10日を示されておりますので、月10日を目標としております。

次に、「(2) 活動強化月間の設定」についてですが、強化月間に取り組むこととして農地パトロールの実施を目標に掲げておりましたが、これに対する実績を記しております。

次に、16ページ「(3) 新規参入相談会への参加」ですが、西条農業高等学校で行われました産業祭へ女性農業委員さんが参加してくださり、農業への参入を希望する方に対し個別相談を行いました。

つづきまして、【推進委員等の点検・評価結果】についてです。

委員の皆さまより毎月提出していただいております「農業委員会活動記録簿」等を基に、国が定める基準に従い評価した結果、「目標に

対して期待どおりの結果が得られた」が47名、「目標に対して期待を（やや）下回る結果となった」が6名といった結果になりました。

また、農業委員会に対する評価としまして、委員個々の評点を集計し、国が定める基準に従い評価した結果、「目標の達成状況の評語」にあります「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となっております。

つづきまして、17ページ、「Ⅲ 事務の実施状況」についてです。

「1 総会、部会の開催実績」「2 農地法第3条に基づく許可事務」「3 農地転用に関する事務」につきましては、先の事業報告と説明が重複しますので省略させていただきます。

「4 違反転用への対応」についてですが、随時パトロールを行い、0.65ヘクタールの違反転用が見受けられました。違反転用の防止と適切な指導を行い、現在是正の手続き中でございます。

なお、12ページから17ページまでの「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」につきましては、公表が義務付けられておりますので、本会でご承認いただけましたら、市ホームページにて、公表させていただきます。

以上、簡単ではございますが、令和7年度西条市農業委員会事業報告についての説明を終わらせていただきます。

議長 以上、報告いたしますので、よろしくご審議お願いいたします。  
委員の皆さん、何かご意見・ご質問等はございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上1件、原案どおり承認することといたします。

### 令和8年度事業計画関係

議長 次に、議案書その2の、議案第10号、令和8年度西条市農業委員会事業計画（案）について、内容を事務局から説明いたします。

事務局 19ページをご覧ください。令和8年度事業計画案についてです。  
重点事項等、要点を抜粋してご説明させていただきます。

1の基本方針ですが、本文、5行目から記載しておりますが、本市農業の健全な発展に寄与するためには、

- ① 担い手への農地の集積、集約化、
- ② 遊休農地の発生防止、

③ 新規就農者の育成・確保

を一層推進することが重要であり、日常の最適化活動や農地パトロールをはじめ農地利用の最適化に向けた活動をより一層強化し、これまで以上の成果をあげれるよう取り組んでいくことといたします。

2の重点課題ですが、主なものとして、

(1)「農地最適化活動の目標の設定等の事務の実施」を踏まえた、農業委員会組織体制の整備・強化に、取り組んでまいりたいと考えております。

(3)の、農地の集積と担い手確保・育成の推進、

(4)の農地利用の最適化に向けた取組の指導につきましては、農業委員、関係各所との連携を一層密にし、取り組んでまいりたいと考えております。

(5)地域計画の実現とブラッシュアップに向けた取組、

(6)の遊休農地の解消対策として農地パトロールの実施を推進したいと考えております。

3の農業委員会の活動方針及び事業内容ですが、昨年度と同様、記載の11項目を定めることとしたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、令和8年度西条市農業委員会事業計画案についての説明を終わらせていただきます。

議長 以上、提案いたしますので、よろしくご審議お願いいたします。  
委員の皆さん、何かご意見・ご質問等はございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上1件、原案どおり承認することといたします。

**報告承認案件**

議長 つづきまして、報告承認案件について、事務局から報告いたします。

事務局 令和8年4月16日から、令和8年5月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を3件受理いたしました。また農地法第3条の許可取消願いが1件提出されております。その他に、農地バンクの農地登録を4件、利用登録を1件行っております。  
以上報告案件について、ご了承をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。何かご意見・質問等、ございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 無いようですので、報告承認案件を終了いたします。

### 閉 会

議長 以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしました。この際ですので、ほかに何かございませんか。

(意見なし)

議長 それでは、無いようですので、以上で総会を閉会いたします。慎重審議、ありがとうございました

## 8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第3条目的による農地買受適格証明願の申請について	原案承認
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第7号	引き続き農業経営を行っている旨の証明願について	原案承認
議案第8号	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定について	原案承認
議案第9号	令和7年度西条市農業委員会事業報告について	原案承認
議案第10号	令和8年度西条市農業委員会事業計画(案)について	原案承認
報告事項	報告承認案件(農地法第18条6項に係る通知等)	

9. 閉会の日時

令和8年6月5日 午後3時03分